設型給付費をいう。次項において同じ。）、地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）又は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）に関しての」を「場合における当該教育・保育給付認定保護者に関する」に、「同条各号」を「同条第二号」に改め、同条第二項中「支給認定子どもに係る支給認定保護者が受けた施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費に関しての」を「満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に関する」に、「同条各号」を「同条第二号」に改める。

第二十四条の二（見出しを含む。）及び第二十四条の三第一項中「第六十六条の二第一項」を「第六十六条の三第一項」に改める。

第二十四条の三の次に次の二条を加える。

（国及び都道府県が負担すべき費用の算定の基礎となる額）

第二十四条の四　法第六十七条第二項に規定する国及び都道府県が負担すべき費用の算定の基礎となる額（次条において「施設等利用費負担算定基礎額」という。）は、各市町村につき、その支弁する施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者ごとの第十五条の六に定める額の合計額を合算した額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）とする。

2　月の途中において特定子ども・子育て支援を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額（月の途中において特定子ども・子育て支援を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額）」とする。

（施設等利用費の支給に要する費用に係る都道府県及び国の負担）

第二十四条の五　都道府県は、法第六十七条第二項の規定により、毎年度、施設等利用費負担算定基礎額の四分の一を負担する。

2　国は、法第六十八条第二項の規定により、毎年度、施設等利用費負担算定基礎額の二分の一を負担する。

第二十五条第一項中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条第二項中「第六十八条第二項」を「第六十八条第三項」に改める。

附則第六条第一項の表法第十四条第一項の項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「に関して」を削り、「以下この項」を「次条」に改め、同表法第五十九条第二号の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表法第六十一条第二項第三号の項中「子ども・子育て支援給付」を「子どものための教育・保育給付」に改め、同表法第六十六条の二第一項の項を次のように改める。

法第六十六条の三第一項	第六十五条及び第七十条第二項	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第六条第一項の規定により読み替えられた第六十五条、第七十条第二項及び附則第六条第四項

附則第六条第一項の表法第七十八条第一項の項の次に次のように加える。

法第八十七条第一項	第十三条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第十三条第一項	子ども・子育て支援法施行令附則第六条第一項の規定により読み替えられた第十三条第一項又は同項

附則第六条第一項の表法第八十七条第二項の項を次のように改める。

法第八十七条第二項	第十四条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第十四条第一項	第十四条第一項又は同項

附則第六条第一項の表法第八十七条第二項の項の次に次のように加える。

法附則第六条第四項	保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども

附則第七条中「第六十六条の二第一項」を「第六十六条の三第一項」に、「同条中「の合算額」を「同条第一号中「を合算した額」に、「及び」を「並びに」に、「との合算額」を「を合算した額」と、同条第二号中「を合算した額」とあるのは「及び法附則第六条第一項に規定する委託費の支払に要する費用の額から同条第四項に規定する額を控除して得た額を合算した額」に改める。

附則第八条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第九条の表児童手当法第二十二条第一項の項中「保育認定子どもの支給認定保護者」を「満三歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第十一条第一項第一号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次号及び第三号において「」及び「」という。）」を削る。

附則第十二条及び第十三条を次のように改める。

（法附則第九条第一項第一号イの政令で定める額等）

第十二条　法附則第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の政令で定める額は、零とする。

（法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定による施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）

第十三条　法附則第九条第三項の規定により法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、同条第一号中「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」と、「第二十七条第三項第一号に掲げる額、法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第三号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同号ロ(1)」と、「法第三十条第二項第二号」とあるのは「同項第三号イ(1)」と、「、同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第四号」とあるのは「及び同号ロ(1)」とする。

附則中第十四条から第十八条までを削り、第十九条を第十四条とし、第二十条を第十五条とし、附則に次の一条を加える。

（市町村に係る子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務）

第十六条　法附則第十八条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。

一　法附則第十五条第三項の規定により交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告すること。

二　法附則第十六条の規定により総務大臣が決定した子ども・子育て支援臨時交付金の額を当該市町村に通知すること。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十六号中「第六十八条第二項」を「第六十六条の二の規定による給付金及び同法第六十八条第三項」に改める。